

平成 25 年度第 4 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 25 年 10 月 1 日（火）17 時 00 分～19 時 45 分		場所	佐倉市役所本庁 6 階会議室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員（副委員長）、吉村委員（五十音順）			
	事務局	福山企画政策部部長、井坂企画政策課長、上野主査、舎人主査、平岡主査補		
	その他	井岡自治人権推進課長、林田主査、鴨志田主査、小田主査補、橋本主任主事		
内 容				
議事				
(1) 部局との意見交換 (委員長) 本日は前回に引き続き担当部局との意見交換を行いたい。今回は 6 章の自治人権推進課所管の基本施策のうち、 (1)地域のまちづくり活動が盛んなまちにします【地域コミュニティ】 (2)ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします【市民活動】 (3)お互いの人権を尊重しあうまちにします【人権】 (4)男女がともに参画できるまちにします【男女平等参画推進】の 4 施策である。 前回の議論を基に、事前に質問を出してあるが、担当部局からの説明に質問項目の回答に当たる内容が盛り込まれていない場合は、各委員から直接質問されたい。その他の事項についても積極的に質問いただきたい。 それでは、まず担当課に事前に懇話会から出した質問項目に回答いただき、その後、意見交換を行いたい。現状の課題や新たな問題なども遠慮なく話していただき、一緒に考える時間としていきたい。また、佐倉市独自の取り組みなど、何かトピックがあれば併せて説明をお願いしたい。 (自治人権推進課長) 自治人権推進課は、市民活動推進班と、人権・男女平等参画推進班の 2 班 14 名体制となっている。各班の主な業務内容は、市民活動推進班は、自治会・町内会など地域組織への支援、市民共同施策の推進、NPO やボランティアなど市民公益活動の推進、住居表示整備事業の実施などを行っている。人権・男女平等参画推進班では、人権意識及び男女平等参画社会作りの普及啓発、市民相談などの事業を行っている。続いて、事前にいただいた質問について、回答または、その概要を説明したい。 〈組織について〉 市民活動、人権、男女平等が同じ課となっているが、共通点があるのか、効果があるのか」についてお答えする。これらは、各施策に取り組むうえで、重要な要素あるいは手段として、横串で共通するものと認識している。 〈自治会(地縁団体)について〉 「1.自治会（地縁団体）は、251 団体とのことだがその内訳は？」については、別添資料 1 自治会町内会一覧表を参照されたい。加入する連絡協議会と自治会名、世帯数が掲載されている。 「2.佐倉市の自治会の役割について（どういう役割を担っているのか）」については、自治会とは、一定の区域内に住む人が、よりよいまちづくりを推進するために形成された組織である。これらの目的を達成するために、組織としてさまざまな課題に対処することが自治会の役割であると考えている。具体的には住民間の連絡調整、親睦行事、伝統文化行事の継承、防災・防犯・交通安全活動、地区清掃・美化活動、地区の諸問題に対する要望の取りまとめや対処、市への要望活動などが行われている。また、文書の配布、各種委員の推薦、各種防災への協力など、行政と住民とをつなぐ役割を担っている。 「3.自治会は自分の地域の状況をどれぐらい把握しているのか。その情報が共有されているのか（例えば、災害時の要援護者等の情報など）」については、市としては自治会がどの程度の情報を持っているかに関しては、はっきり把握できていない現状だ。災害時要援護者の情報については、昨年度、				

防災防犯課で自主防災組織に関するアンケートを行っており、その中で災害時用援護者の名簿作成状況について質問を行った。また、空き家状況に関しては、今年度、建築住宅課が各自治会に対するアンケートを行う予定である。

「4.自治会の実態についてどのように把握しているのか（形式的な数字ではなく、活発な自治会とあまり活動ができてない自治会の状況。特に活発な自治会については、どんなところが活発なのか？それをモデルにして他の自治会にお知らせしたりしているのか。（防災や福祉活動などについて）」については、自治振興交付申請時に、補助対象について実施内容及び予算を示していただき、主にどのような事業を行っているか確認している。また、添付書類として各自治会等の活動計画や予算書を提出いただいております、その中である程度の把握を行っている。

活発な自治会の把握とその周知広報については、昨年度は市で発行している市民協働事業情報誌「まちづくりしよ！」の中で江原台自治会及び根郷角栄自治会の取組みを紹介した。また、自治会町内会連合会の会報の中に、活動を紹介するページもある。

「5.自治会の年齢構成について（若い世代が多い自治会があるのか。ある場合はその特徴）」については、若い世代が取り組みやすい特徴的な事業は把握していないが、各地区で行われるお祭りや盆踊りなどの親睦行事は、若い世代が参加しやすいのではないかと考えている。また、若い世代が多い自治会があるかという質問については、年齢構成までは把握していないというのが現状だが、近年建築された新規マンションや宅地造成や区画整理された地域などは比較的若い世代が多い傾向にある。

「若い世代が参加できるようになっているのか」とのご質問については、自治会は地域住民全てが会員となるのが可能なので、年齢を問わず参加はできる。しかし、地域の実情によって、団体の執行体制や人員数、世帯構成の違いから、参加しやすさに差はあると思われる。

「6.自治会と子ども会は、所管課が異なるが、地域では連携しているのかどうか（若い世代の地域への参加は欠かせないと思うが）」については、各自治会の事業内容や活動を見る限りでは、自治会が人員的・金銭的に子ども会をサポートしていることが多く見受けられる。

〈市民活動について〉

「1.市民公益活動団体の一覧はあるか」とのご質問だが、資料 市民公益活動団体登録団体冊子を参照されたい。こちらが団体一覧であり、活動内容についても掲載されている。

「2.市民公益活動団体の特徴、傾向などを教えていただきたい（どの分野が多いのか、年齢構成や人数など）」に関しては、一番多い分野は保健・医療・福祉の増進に関するものであり、人数については冊子にあるが、8割以上の団体は100名以下で構成されている。年齢構成は把握していないが、60代以上が多いと思われる。

「3.特徴的な活動をしている団体」については、例えば、佐倉平和の集いといった、佐倉市平和条例を市民の立場で実践活動する団体がある。

「4.市民公益活動団体はどのように広報活動をしているのかどうか」については、チラシの作成・配付、地域新聞などへの掲載をされているケースが多い。また、ホームページを開設したり、市民公益活動サポートのサイト掲載を通して周知したりしている。

「5.若い世代が活躍している団体はあるのか」については、構成員の年齢構成の申告義務は付していないが、NPO 佐倉こどもステーションなど、子どもを持つ母親が中心に事業が展開されている団体がある。また、子どもが主体的に活動している団体として、子どもの活動自体を団体の主体的な活動としている団体もある。例えば、ボーイスカウトやNPO 佐倉こどものまち、佐倉こどもステーション、佐倉ネイチャーゲームの会、風の村佐倉冒険基地などがある。

〈まちづくり協議会について〉

「1.まちづくり協議会について特徴などを教えて欲しい」とのご質問については、資料として配付した9月1日号広報さくら5頁、地域まちづくり協議会の紹介を参照いただきたい。まちづくり協議会の主な特徴は、さまざまな主体が、地区のために協議会を中心に地域課題の解決に取り組むことである。

「2.現在は、7団体で、将来的には全小学校区を目指しているとのことだが、どのように啓発を行っているのか」については、全自治会を対象とした地区代表者会議や、連合協議会長会の場で趣旨説明を行っている。また、広く市民に知っていただくために市民協働事業情報誌「まちづくりしよ！」や、広報さくら、市ホームページといった媒体でも啓発を行っている。

(委員長)

個別の事項ごとに質疑を行いたい。始めに、組織体制について質問された委員においては、了解していただけたか。質問の趣旨は、自治人権推進課の中にいろいろな要素が入っているため、組織として、内容がまとまっていない印象を持つということだったか。

(浅田委員)

人権は全部局に共通する課題だが、なぜ自治の中に人権が入っているかということを聞きたかった。

(自治人権推進課)

業務のまとまりについては、いろいろな見方があることは承知している。人権や男女協働、市民活動については、大きい視点から、各課が所管するそれぞれの施策に横串として入るものである。

(委員長)

次に自治会について、どのような補助金をどう配布しているか、概略を説明してほしい

(自治人権推進課)

自治会には、清掃や親睦など自治会が行っている活動を対象として自治振興交付金を交付している。金額は自治会加入世帯数掛ける 300 円あるいは実際に行った事業費のいずれか低い方の額を支出している。

(委員長)

実際にどのような活動を行ったという申請型か。また、世帯数は住民基本台帳上の世帯数か。

(自治人権推進課)

自治会から申請をいただき、市が交付決定を行い、最後に実績報告をいただく流れの申請型である。また、世帯数については自治会費を払っている世帯数である。

(委員長)

加入率の状況はどうか。

(自治人権推進課)

加入率は **73.75%** であり、近隣市町に比べて高い。

(委員長)

他市で、清掃等の公益活動ではなく、餅つきなど地域の人たちのためだけの公益的なものではない事業に交付金を支出している例などは、個人的には、好ましいとは思えないのだが、佐倉市では申請時に活動ごとに補助割合を変えるなどの査定はしているか。

(自治人権推進課)

そこまで細かい査定は行っていないが、申請を受けた際、補助対象外事業の確認はしている。また、申請時に自治会の総会を経た予算書と計画書を必ず添付してもらっている。その添付書類により、広く公益活動・親睦活動に資するものかどうかという確認を行っている。

(委員長)

この表に出ている自治会はすべて申請しているのか。

(自治人権推進課)

例年、全体 251 団体のうち、240 団体程度が申請している。残りの約 10 団体は自治会側が補助は不要と判断したり、今年は該当事業がないのであえて申請しないと判断したものである。

(高橋委員)

会員数の差か、会計的に余裕のある自治会もあり、そこでは区長の報酬が 10 万円、会計は 5 万円であったり、区民会館を運営したりしていると聞いているが、反面、小さい自治会は資金がとても不足している。街灯の電気料金も、区民会館や神社などと合わせ、1 カ月で 2 万円くらいかかっている。区費は 5,000 円だが、50~60 世帯しかなく、集めてもそれでなくなってしまう、自治会活動ができない。市は地区による違いを把握しているか。補助金交付方法について、将来的に基礎部分の補助をベースとして、その上に人数割を行うような方法も検討できないか。

(自治人権推進課)

予算及び決算については交付団体から報告いただいております、分析しているので、ある程度の把握はしている。

(高橋委員)

地区ごとの区費の金額の違いや平均額は把握しているか。

(自治人権推進課)

大まかな傾向では農村部の方が高い。人数が少ないことと合わせ、住民同士のつながりが深いためのようだ。

(委員長)

私道の街灯は自治会が負担しているのか。

(自治人権推進課長)

街灯の補助金の担当課は道路維持課なので、詳しい質問となるとそちらにお願いしたい。

(委員長)

人口密集地とそうでないところでは1人当たりの負担が違ってくるが、公共的なものが個別の負担になっているのは好ましいと言えないのではないかな。市が全て持っている自治体もある。

(自治人権推進課)

佐倉市では街路灯と街灯の区分がなされており、1級幹線・2級幹線という大通りは市、それ以外の一般市道は自治会の負担という住み分けになっている。大通りがないところ、人数が少ないところは1人当たりの負担が大きくなるということと言える。

(高橋委員)

四街道市は過疎地までバスが来るが、佐倉市は決まったところまでしか来ない。自分たちで自分たちのまちづくりをしなくてはならないという趣旨は理解しているが、自治会の活動が活発になるためにも、先ほどから申し上げているように補助基本額を作って、そのうえで世帯当たりの補助額を減らすなど工夫していくのも考えられるのではないかな。

(事務局)

自治会が市から受領するものとしては、今議論している自治振興交付金というコミュニティ活動への補助のほか、市の連絡事務委託契約による、委託料もある。その他、集会場の整備や、街灯補助金も電気料の75%の補助、設置・修繕は50%の補助制度がある。電気代については基準額があるので、場所によっては仕様の違いから75%に満たないところもあるかもしれないが、基本的にはこのような制度があり、1灯あたりの上限額等も設定されている。

(宇田川委員)

高橋委員の意見とは逆に、規模の大きい自治会から、交付金への意見はあるのか。

(自治人権推進課)

大きいところからはあまり聞かない。

(委員長)

高橋委員の意見は公共的経費に支出の大半を占められてしまう小さい自治会では他に自分たちの活動ができないということか。

(自治人権推進課長)

一点、先程企画政策課長から話のあった委託料だが、世帯数で委託額を区分しており、使途は自治会に任せている。運営費としても使用できる。自治振興交付金については、世帯ごと300円だが、その中で自治会活動が当然まかなえるとは思っておらず、一部の支援として認識している。

(委員長)

一般的な自治会費は月300円、12月で3,600円とすると300円の交付金はその1/10以下だ。交付金がプラスアルファの事業に使われるならいいが、街灯に使われているようなら負担の在り方を考える必要があるのではないかな。

(目等委員)

小さい自治会が運営上難しいというのは事実だと思う。私たちの地区の自治会は300世帯以上あり、ある程度やっていけるが、それでも近隣の自治会で連合会組織を作り、400円の月会費のうちの260円を連合会に提供し、そちらで集中的に使っている。私たちの地区は1つの地区が4つの自治会に分けられており、合わせて1000世帯以上の連合会となっている。連合会の中でも100~200世帯くらいの小さい自治会は連合会に事業を託しているという状況だ。

(高橋委員)

私の意見としては、市は自治会によって区費や規模の違いによる大きな差が出ることを勘案して対応することが大切なのではないかというもので、すぐに変えてほしいというものではない。

(宇田川委員)

仕組みをすぐに変えるのは難しいが、例えば世帯数が 50 を切るなら近隣の自治会と合併するということは考えたことはないか。

(自治人権推進課)

新規の自治会を作りたいという相談を年間数件受けるが、独立した団体で世帯数が少ないと役員が疲弊してしまうので、まずは周りの自治会に入ることも考えたうえで設立してほしいと助言している。

(宇田川委員)

なかなか言えない部分はあると思うが、小さい自治会は近隣と一緒にするほうがいろいろな意味で助かると思うので、併合したほうがいいのではないか。

(高橋委員)

自分たちの区民会館のフェンスがぼろぼろになっており、全部直すと 50 万円かかるという。1/2 補助してもらっても自治会の自己負担が 25 万円となるが、これも厳しい。区民から寄付金を徴収することになるが、出せないということもある。例えばお寺が震災でだめになったところを直すのは自前だが、1 戸あたり 10 万円徴収するということがあった。市が半分出したからあとはやれるだろうというものではない。区民会館の草刈りや掃除は自分たちでやっており、震災の際の修理も自分たちで行った。負担については一番いい方法はわからないが、考えてほしい。

(委員長)

例えば 30 世帯の人が独占的に使う施設ならその人たちが直すべきものではないだろうか。どういう使われ方をするかによっても負担の在り方や連合会など自治会のつながり方は変わってくるだろう。

(高橋委員)

いろいろな状況を把握しながら市に考えてほしいと言いたかった。

(宇田川委員)

地域によっても地域性や人数で問題があり、規模の大きな自治会からみた意見もある。

(高橋委員)

私が言いたいのは、現状を把握したうえで今後変えていくということだ。自治会館の使用頻度や人数ベース、公共性ばかり考えてほしいと言われても地域活動が動かなくなる。地域による違いを勘案しながら地域活動が充実する方法を市の方で考えてくれるとありがたい。

(神委員)

市は自治会を構成する年齢層を把握していないとのことだが、私の知っている若い世代は、会費は払うがあまり積極的に活動に参加していない。自治会に入りたくない、内部でもめたことがあるとも聞いたことがある。公益性があるものに関しては市が負担するというのが市の補助事業の考え方であると聞いて思ったのだが、はたして、地域住民の生活に関わることに一律にお金を出すのがこの日本でできるのか。そもそも自治会活動は自治なので市が口を出すものでもなく、自分たちの規約と会費の中で好きなように運営するべきものなのか、判断は難しい。若い人は細かい作業を嫌うことが多いので、自治会活動が地域で維持できるのか心配だ。

(自治人権推進課)

市としては、高齢化社会の進展等の中、自治会の重要性は認識しており、若い世代が参加するためのサポートを考えている。

(神委員)

実際、平日も休日も仕事をしているような今の子育て世代は疲弊している人が多く、自治会のお話をされても関心など持てないと怒り出すほど余裕がないこともある。今は元気な高齢者が自治会を支えているが、次の世代に代替わりできるのか。また、若い世代を自治会が取り入れているのか。自治会に委託しないとやっていけないような市の事業は多いと思うので、このことについてある程度市のほうで知っておいてはどうか。

(浅田委員)

自治会の中に自主防災組織がどの自治会にもあると思うが、自治会で高齢者の情報を管理することが

防災上重要かと考えるがいかがか。

（自治人権推進課）

防災については防災防犯課が担当しており、事業の中でアンケートも取って実態を把握している。

（宇田川委員）

高齢者・障害者について市からどうこうしろというのは限界がある。地域の連携の中で、地域が主体的に考えるべきだ。

（委員長）

ただ、それができない地域もあるので、モデルになる自治会活動を市が紹介することは必要だ。市は模範的な活動は把握しているのか。

（自治人権推進課長）

その一部を情報誌で紹介しており、今後も継続が必要だと思っている。

（吉村委員）

自治会ごとの紹介よりは、それぞれの自治会が共通に抱えている課題、たとえば後継者問題や若者の参加などの解決方法の紹介、課題ベースにしたほうが、見てもらえるのではないかとも思った。自治会ごとの課題などについてはアンケートを取ったことがあるか。

（自治人権推進課長）

まだ行っていない。

（吉村委員）

平成 20 年頃、子ども会の課題についてアンケートを取ったら共通しているものが見えた。

（自治人権推進課長）

参考にしたい。

（委員長）

街路灯の不安というテーマでも。

（高橋委員）

バスなどでも。

（浅田委員）

街路灯負担金については、私たちの地区は毎月世帯 300 円とし、それで LED への切替えも行っている。

（委員長）

1 つ気になることとして、自治会費が 1 人世帯でも 300 円、5 人でも 300 円というのは以前から私はおかしいと思っていたが皆さんはそう思わないか。個人か世帯かという問題はないか。

（目等委員）

自治会に加入しない人を説得する際に「個人的に得しない」と言われるが、金額の多寡にかかわらず例えば街灯などは平等に利用していると説明して説得している。ただ、以前、集合住宅にポスティングして加入された人が、単身で不在がちだった為に回覧が滞るということもあり、現実的に全ての人に入ってほしいと言えない問題がある。

市では新しく転入する人に市民課を経由して自治会に加入するための文書を渡したりはしているか。ある不動産屋は、新たに入居した人に自治会として伝えたいことを聞いてくれたので、こちらから話したところ、その人はすぐに加入してくれた。行政も捨てられるようなチラシではなく、地域活動へのいい流れ作りへの協力をしてほしい。

（宇田川委員）

自治会に入っていない人の大半はアパート住まいではないか。市のほうでは新しく住民になると勧誘をするが、例えば地域振興券は町会に入っていない人も入っていない人も 75 歳以上の方に配っている。町会に配布を依頼された際、入っていない人にも町会が配るのかという意見もあったが、もらった方は町会の人がかこうことまでしてくれるのかと知るいい機会になった。こういった機を捉え市も宣伝してもいいのではないか。

（自治人権推進課長）

転入時にチラシを配って自治会の加入を呼びかけている。また、それでも困難な場合や何かの機会は

もう少し考え、自治会に入る必要性を訴えていきたい。

(委員長)

では次に、市民活動について。補助金はどのような仕組みになっているか。

(自治人権推進課)

市民活動補助金については、NPO やボランティア団体などへの市民提案型助成金がある。配布資料の 9 月 1 日号広報を参照されたい。市民団体の申請された課題解決策を基に、佐倉市市民協働推進委員会に審査をしていただき、採択されたものについて補助金を支出している。補助額は事業費の 1/2、50 万円が上限である。

(委員長)

補助金支出の流れはどのようなものか。

(自治人権推進課)

2 月から 4 月まで募集をし、5 月末までにプレゼンテーション、6 月中旬に事業採択決定を行う。多くの事業は概算払いなので、採択決定から事業実施期間となり、3 月 15 日が事業実施最終期限である。その間に事業の実績報告書等を提出してもらい、これを基に 3 月末に佐倉市市民協働推進委員会に実績評価をいただいている。以上が、申請、採択、補助金支出、取材協力、市民への報告、委員会への報告の流れである。

(委員長)

説明資料はあるか。

(自治人権推進課)

申請書類にスキームが掲載されている。

(委員長)

申請数と採択数はどの程度か。

(自治人権推進課)

今年度は 2 団体から申請があり、1 団体採択された。24 年度 7 団体のうち 6 団体、23 年度は 5 団体のうち 4 団体採択された。

(委員長)

思ったより少ないが、予算が余るということもあるか。

(自治人権推進課)

実際に余るということはある。1 団体 50 万円×7 団体で予算要求しているが、平均 25 万円の支出であり、上限額まで支出したことは今までに 1~2 団体しかなかった。

(浅田委員)

これはすべて新規事業に対する助成か。

(自治人権推進課)

同じ団体の同じ目的の事業は 3 回までである。これは、歩き出した団体を助成するもので、その後は自立を促すという趣旨である。

(委員長)

この事業はいつから行っているか。

(自治人権推進課)

平成 19 年からである。

(委員長)

補助のある 3 年間が終わった後、続いている事業はあるか。

(自治人権推進課)

採択を終えた後の団体が活動停止という事例は聞いていない。

(委員長)

団体ではなく、事業を継続しているかどうかについてだが。

(自治人権推進課)

正確に把握はしていないが、複数の団体が 1 事業を申請した場合、その中の一部の団体ではやめてしまっているところがあるかもしれない。

(委員長)

他自治体ではスタートアップの補助金とステップアップの補助金は別になっている。ステップアップについても考えてはどうか。

(浅田委員)

市民公益団体数は 178 団体とあるが、24 年度実績では 161 団体となっており、この差は何か。

(自治人権推進課)

年度終わるごとに確認を行い、年度末精査では 161 団体だった。

(浅田委員)

161 団体の収支などは管理していないのか。

(自治人権推進課)

報告義務はないので、そこまでは行っていない。

(浅田委員)

サポートセンターはどのような事業を行っているか。

(自治人権推進課)

広報の仕方やホームページの作り方など、市民公益活動の支援を行っている。

(浅田委員)

市民提案型の事業内容にはどのような傾向があるか。また、経営規模はどの程度か。

(自治人権推進課)

環境・歴史・防災・福祉中心である。平均すると 24～25 万円の経営規模か。

(浅田委員)

市役所の職員が経営相談をしているのか。

(自治人権推進課)

こちらでも受けるし、必要に応じて県などの機関につないでいる。

(浅田委員)

保健・医療・福祉との説明だったが、観光協会との連携はあるか。

(自治人権推進課)

お祭り・文化などを行う団体では、商工会議所も含め連携があるようだ。

(浅田委員)

市民公益団体の経営や連携については、透明にわかりやすくされるようされたい。

(自治人権推進課)

市では、団体間の連携も含め、支援をしており、今後もやっていきたいと考えている。

(委員長)

NPO 全員が分野を超えて集まる場はあるか。

(自治人権推進課)

毎年、サポートセンターを会場として全体交流会と分野別交流会を行い、情報交流を行っている。

(委員長)

どのような要望があったかなどは聞いているか。

(自治人権推進課)

出席したことがないので把握していないが、聞いたところによると、市への要望などと伺っている。

(浅田委員)

市民活動は市民の意思を反映しているものなので、市と連携して事業を進めていけばいいのではないのか。ジャンル別の団体などは把握したほうがいいのか。

(自治人権推進課)

担当間では情報共有と連携を行っている。

(浅田委員)

それが産業振興にもつながると思う。

(目等委員)

資料 1 29 頁「まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合」について。この指標はこれでいいの

か。「まちづくりに参加をした市民の割合」とすることも必要ではないか。市民意識調査を行い、継続して数値をとらえることが大事だが、佐倉市として市民活動が盛んなまちということをどうとらえているのか。

(自治人権推進課)

市民意識調査の初年度だったので初期値としてこの指標としたが、毎年2%ずつ増やし、年々高めていきたい。

(目等委員)

多くの市民に関心を持ってもらうために、広報をしていくとあるが、現実は今増加している団塊の世代や高齢者の参加の啓発や新しい活動をどう拡大していくかといった考えはあるか。

(宇田川委員)

「まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合」は35.9%の実績だが、まちづくり協議会の設置されている7地区では関心がもっと高いだろう。

まちづくりという目的が1つでも手段方法はいろいろある。佐倉市には4年制の市民カレッジがある。目的は地域のまちづくりや、まちづくりに貢献する人材を育てるというものだが、今年度新たにコミュニティカレッジが設置された。自治人権で言うまちづくり視点ではこれをどう見ているか。

(自治人権推進課)

目的を達成するために教育という手段は有効だと思っている

(目等委員)

市民カレッジなどでいろいろな経験を培ったたくさんの人たちが率先して地域の輪に入っていない。この所管が通じて引っ張り上げる仕掛けがあってもいい

(自治人権推進課)

実際、市民カレッジは中央公民館でやっており、6m道路のすぐ向こうにサポートセンターがある。本当は市民カレッジを卒業してサポートセンターで就職口を探すようなことがあってもいい距離だが、弱い部分がたしかにある。市民カレッジを卒業しても地域で活躍できていない。

(目等委員)

市民カレッジは自分たちの研究のためという面が多い。

(宇田川委員)

その反省もあってコミュニティカレッジができたという経緯もある。

(浅田委員)

市民カレッジを社会貢献につなげるような仕掛けがあってもいい。周知はしているか。

(宇田川委員)

市民カレッジは4年間で同期生間の連携と特定の分野やボランティアの研究は行っているが、それぞれの地域での活躍としては今ひとつである。その反省を生かしてかどうかは分からないが、コミュニティカレッジでは具体的に地域のリーダーを養成するとされている。聞いたところによるとコミュニティカレッジの1/3は市民カレッジ卒業生だというのが、さらに2年間ただお勉強にだけの為に来られたら困る。

(自治人権推進課長)

コミュニティカレッジでは当課の職員が講師をしている。

(神委員)

市民カレッジでは同じ学年で学んだ人がつながると聞くが、コミュニティカレッジは縦のつながりは意識されるのか。

(自治人権推進課)

上下もあるが、特定分野への関心によるまとまりかと思われる。

(吉村委員)

市民カレッジの福祉コースなどで学ぶ人は、気持ちはあるが、具体的に活動できる場が分からないという問題もあるのではないかな。

(宇田川委員)

市民カレッジで学んだ人の中でも地域で汗をかきたいという気持ちがある人もいる。

(委員長)

自治会と市民活動はそれぞれ重要なのだが、お互い背を向けあっていることも見受けられる。やっていることはほとんど同じなのに、自治会型かテーマ型コミュニティかといった色分けがされている。二者が一緒に会って継続的なコミュニケーションを取って融和できればいいのだが。

(自治人権推進課)

まちづくり協議会がその場となればいいと考えている。

(委員長)

またその中で具体的な事例も周知いただければと思う。他に意見はないか。

(高橋委員)

市民憲章推進事業について伺いたい。以前勤務していた成田市の小学校の入学式・卒業式では、市民憲章を読んでいた。佐倉市の状況はどうか。

(自治人権推進課)

佐倉市の市民憲章は昭和 45 年に制定され、現在まで継続している。活動としては 62 名の委員が市民憲章の 5 つの柱である 5 部会に分かれ、啓発活動を行っている。24 年度の主な実績は長寿功労賞のお祝い、3 月 1 日の市民憲章推進の日の市内街頭啓発、各団体の交流などさまざまな事業の視察研修や市民憲章事業への助成を行っている。24 年度の助成実績は 3 団体だった。内容は市民ハイキング、西志津スポーツ広場の会によるラジオ体操、佐倉スマイルサービスによる中高生のボランティアによる御伊勢公園のゴミ拾いだった。今年度については、101 歳の長寿の方へのお祝いと、子どもへのシフトとして、小学校 3 年生の学習に市民憲章を取り入れるよう検討しているところである。

(宇田川委員)

市民憲章は各学校や公民館、自治会館全部に掲出しているか。

(自治人権推進課)

自治会館にまではしていないが、市の施設には掲出している。また、毎月 15 日号後方には掲載している。

(宇田川委員)

以前は市民憲章の日に防災行政無線でもお知らせしていたと思うが、なぜやめてしまったのか。

(自治人権推進課)

経緯について、把握はしていない。

(宇田川委員)

調べておいてほしい。

(浅田委員)

街頭啓発はどんなことを行っているのか。

(自治人権推進課)

啓発物資として、ボールペンとクリアファイルとリーフレットをお配りしている。

(高橋委員)

受け取ってくれたか。

(自治人権推進課)

クリアファイルだったので、学生は使うものなので比較的受け取ってくれた。

(高橋委員)

郷土愛を育てる一環として大切なところであり、将来の市民活動につながる大切な部分なので、子どもに意識付けをしてほしい。

(宇田川委員)

まちづくりの精神的なところでもある。

(浅田委員)

小中学校の佐倉学と連携することも考えられる。

(高橋委員)

佐倉学は中途半端だ。学校はやることが多く、佐倉の歴史は回って歩けるところが少ない。

(神委員)

歴史も大切だが、1人では生活できないのだから、周囲や地域と連携していかななくてはならないということ从小さいころから教育の分野でも教えるべきだ。

(委員長)

では、自治人権推進課との意見交換はこれで終了したい。

－自治人権推進課 退室－

(2) 平成25年度施策評価について

(委員長)

それでは意見交換を踏まえて、率直な感想や、また懇話会意見としたい点、次の意見交換に向けての進め方についての意見などもあればお願いしたい。

(目等委員)

レジメに説明の主要な部分をメモするための余白がほしい。キーワードを印字してほしい。

(委員長)

読み上げ文書があれば配ってくれば線を引く。

(浅田委員)

質問事項をまとめたので回答を入れ込んでくれれば分かりやすい。

(宇田川委員)

前回もそのような議論をしたが。

(委員長)

表などは口頭の説明では分かりにくいので別に配ってくれるといい。ここでの意見交換はどういう趣旨で行っているかを考え、理解されやすい説明をしてほしい。市民からも助成金について説明してほしいということはよく言われるのではないか。職員の説明能力が低いのではないか。

(事務局)

イメージとしては質問1つについてパワーポイント1ページにまとめ、答えもあるような形で、必要に応じて資料をつけるよう、次回は行いたい。

(目等委員)

よく研修会で使うような分かりやすい資料としてほしい。

(高橋委員)

今回の活動の評価をどうするか分かりづらい。どういう指標で評価するか。毎年補助金を出してボランティア団体は増えているが、課自体がどんな目的で何を目指して市民活動を盛んにしているのかが今回では見えなかった。懇話会を生かせるような話し合いとしたい。

(事務局)

見直し作業から課題を出し、次に生かせるかというものが足りなかったか。

(委員長)

担当課の説明からは、何が問題と考えているかが今回は見えなかった。

(高橋委員)

「どういうところに市としては持っていきたいか」「そのためにこれを重点的に」が見えない

(事務局)

施策を見ているので、全体を見る中で課題をつぶしていくという手法もあるのではないか。懇話会で、どういうことをどういうレベルまで議論するのか掴めなかった。今後は担当課にうまく伝えたい。

(委員長)

担当課はわれわれ懇話会からどう引き出すか考えてほしい。

(浅田委員)

地域の個別特性もあるので、一つの方向性を出すのは難しいが、広報等での紹介を継続してほしい。また、市民活動の中身がなかなか見えない。もう少しクリアにしてほしい。税金を投入しているので、市は収支情報の公表やフォローをしてほしい。

(委員長)

次に、次回予定されている産業振興課所管の施策評価について、追加の質問があれば事前に事務局まで提出されたい。

4 章は

(3)商店街が元気なまちにします

(4)さまざまな企業の活動が盛んなまちにします

(5)企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します

(6)雇用が安定したまちにします

(7)住んでよし、訪れてよしのまちにします

となっている。

(事務局)

前回以降、各委員から

- ・企業誘致にかかった費用と効果
- ・企業誘致の制度を排してからの状況
- ・誘致対象の業種
- ・商店街と店舗数の歴史
- ・観光の今後のビジョンと方向性

といったご質問をいただいている。これらをベースに考えているが、その他付随するものはないか。

(神委員)

商店街の後継者不足についての課題について伺いたい。何店舗なくなっているかといった推移や、それに対し市がどうしたか。また、佐倉市内の中小企業の数も伺いたい。

(浅田委員)

起業促進に向けてどのような分野を促進し、プロモーションしているのか伺いたい。

産業振興は、佐倉市として最も力を入れたい分野だと思うが、大きなプロジェクトで5か年計画などを立ててやっていくとこしないのか。人材育成は産業振興の柱があってこそものだと思うが、それらを検証したい。

観光事業については、あまり観光資源がないと言う方もいるが、佐倉には資源が眠っていると思う。活性化して魅力づけすることについて、市としてどう考えているか。

観光施設整備を進めることについて、観光客が来たときの食事や休憩などの受け入れ態勢が計画にないが注力すべきではないか。圏央道など、今後数年で首都圏のアクセスが変わる。成田と千葉に挟まれた佐倉はどうしていくか。

(吉村委員)

夏休み、長崎の軍艦島に行った際、年配のボランティアが手際よく分かりやすく説明してくれた。西の長崎東の佐倉と言っているのだから、市民カレッジなども活用しながらボランティアを育成してはどうか。学びを活かし、市内の回遊性を高め、活気を生むためにまちにボランティアの方がたくさん出ていただき、ご案内したりとかされてはどうか。

(事務局)

武家屋敷や城址公園にはボランティアガイドがいる。佐倉一里塚ではまち回遊型ボランティアガイドがいる。

(高橋委員)

雇用が安定したまちにしますとあるが、現状はどうか。どうしていくか。印西はニュータウンがある。佐倉は教育と文化のまちか。何かで目立つことにより、付随して商店街も活性化するのはないか。

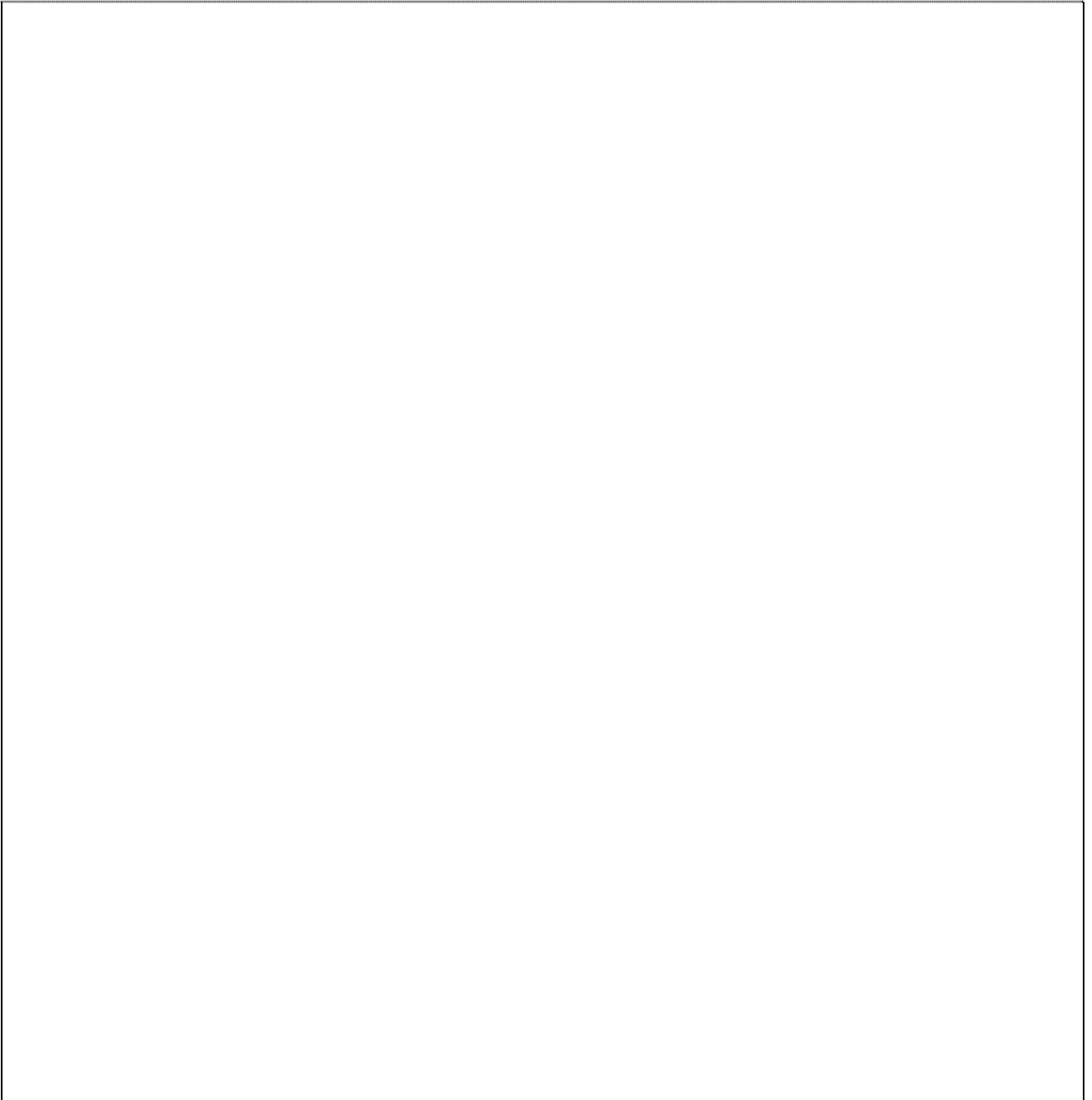
(浅田委員)

市内で完結するのではなく、市外や県外と連携して活性化を目指したい。

(3) その他

次回のスケジュール確認

(19 時 45 分 終了)



平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

章	基本施策			P
「快適で、安全・安心なまちづくり」～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立				
2	(5)	【防災体制の整備】	防災体制が整備されたまちにします	1
	(6)	【防犯、交通安全】	安全に暮らせるまちにします	6
「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～				
4	(3)	【商店街】	商店街が元気なまちにします	10
	(4)	【企業活動】	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	13
	(5)	【新たな産業】	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	16
	(6)	【雇用】	雇用が安定したまちにします	19
	(7)	【観光】	住んでよし、訪れてよしのまちにします	22
「ともに生き、支え合うまちづくり」～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～				
6	(1)	【地域コミュニティ】	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	27
	(2)	【市民活動】	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	32
	(3)	【人権】	お互いの人権を尊重しあうまちにします	35
	(4)	【男女平等参画推進】	男女がともに参画できるまちにします	38

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 2 章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(5)	防災体制が整備されたまちにします（総合計画 P86）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	企画政策部 広報課、市民部 防災防犯課、土木部 土木河川課、都市部 建築住宅課、都市部 開発審査課

2 現状と課題

○地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

○防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

3 基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。

また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。

4 施策

○防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。

○地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

○災害に備えた体制を整備します

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
防災啓発センター来館者数	人	3,851 人 (前年度より増)	↓	4,437 人 (H23)
地震体験車利用人数 (館内)	人	145 人 (前年度より増)	↓	2,123 人 (H23)
自治会・町内会等の防災訓練実施回数	回	66 回 (60 回)	↑	79 回 (H23)
自主防災組織の団体数 (組織率)	団体	88 団体(50%) (新規 5 団体)	↑	81 団体 (H23)
防災無線施設の整備率	箇所	102 箇所(57%) (104 箇所)	↓	99 箇所 (H23)
防災井戸設置数 (総数)	箇所	41 箇所 (39 箇所)	↑	29 箇所 (H23)
災害共済事業加入世帯数	世帯	3,553 世帯 (3,500 世帯)	↑	3,500 世帯 (H23)
災害共済事業給付全件数	件	13 件 (-)	↑	9 件 (H23)
急傾斜地対策工事箇所数	箇所	15 箇所 (13 箇所)	↑	13 箇所 (H23)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

防災啓発では、地震体験車の故障により防災啓発センターの来館者数は前年度を下回っていますが、各地域での自治会、自主防災組織等を中心とした防災訓練が活発に行われており、市職員を派遣し、防災講話や資機材の使用方法などの防災啓発を行いました。

災害体制整備では、職員の非常登庁訓練、防災資機材の入替、紙おむつや生理用品、粉ミルクなどの備蓄を行うとともに、市内外の事業・団体との災害時の協力協定の締結を行いました。

施設整備については、防災行政無線（同報系）のデジタル子局 3 基の新設、広域避難場所 12 箇所への防災井戸の新設並びにミレニアムセンター佐倉の防災井戸の改修などの整備を行いました。

また、東日本大震災以降、情報伝達の強化として、エリアメールや PHS 電話の導入、避難所配備携帯電話へのメール機能の追加、支部への自転車の配備とともに、防災ラジオを試験導入し、自治会や自主防災組織、関係機関へ配布を行いました。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置する場合に設置必要の助成を行いました。

急傾斜地の崩壊対策として千葉県により行われた工事、設計などの事業費の負担やがけ崩れ危険箇所を点検しました。

ハード・ソフトの両面から実施できるものから着手し、防災対策の強化に努めました。

総括として、基本施策につながる 9 つの成果指標をみると、6 つの成果指標（66.7%）が達成できました。また、未達成の 3 つの成果指標のうち、2 つの成果指標（防災啓発センター来館者数、地震体験車利用人数）が達成できなかったのは、地震体験車の故障によるものであり、平成 25 年 2 月に修理を完了しており、平成 25 年度は通常通り利用されております。

これらのことから、本基本施策としては、概ね順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

7 今後の課題

災害時の情報伝達には被害の情報から避難所・ライフラインの復旧情報など、正確な情報をいち早く伝える必要がある。防災行政無線をはじめ、メール配信、緊急情報エリアメール、防災ラジオなど様々なツールを用い情報伝達手段の拡充を図る必要があります。

また主たる情報伝達施設である防災行政無線（同報系）は、現在市域の 50% の整備状況であることから、引続き子局整備を図る必要がありますが、新スプリアス基準には適合しておらず、将来的（平成 32～34 年度まで）には市内子局スピーカー施設を全てデジタル化への移行が必要となります。

また、避難所、支部とともに一部庁用車に設置している防災行政無線（移動系）も同じくデジタル化への移行が必要となります。

8 今後の取組方向

（「概ね順調に進捗しています」から「順調に進捗しています」となるために）

災害時における情報をいち早く伝達することは、被害の軽減につながることから、市内への防災行政無線子局設置を引き続き整備するとともに、防災ラジオや災害時臨時 FM 局などの複数の情報伝達手段の構築を図ります。

防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化に向けた計画的な改修整備を図ります。

また、防災対策においては、自助・共助が基本であることから、市民一人一人の防災意識の高揚を図るため、防災啓発とともに自主防災組織などへの支援を引き続き行います。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置するよう引き続き啓発に努めていきます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
防災啓発施設整備事業	9,249 千円	669 千円	9,918 千円	207
防 災 訓 練 支 援 事 業	673 千円	7,586 千円	8,259 千円	208
防 災 啓 発 事 業	557 千円	1,891 千円	2,448 千円	209
自主防災組織支援事業	3,534 千円	7,184 千円	10,718 千円	210
危険ブロック塀等転換助成事業	138 千円	704 千円	842 千円	211
既存建築物耐震改修等支援事業	14,011 千円	7,888 千円	21,899 千円	212
災害救援体制整備事業	46,015 千円	3,659 千円	49,674 千円	213
防災資器材等管理事業	11,910 千円	5,873 千円	17,783 千円	214
災害情報伝達事業	8,513 千円	4,766 千円	13,279 千円	215
防災対策計画事業	9,463 千円	5,624 千円	15,087 千円	216
臨時災害 FM 放送事業	9,830 千円	0 千円	9,830 千円	217
防災施設整備事業	54,728 千円	3,321 千円	58,049 千円	218
災害共済事業運営事業	187,573 千円	61,879 千円	1,602 千円	219
河川維持管理事業	2,823 千円	2,315 千円	5,138 千円	220
河 川 改 修 事 業	3,100 千円	160 千円	3,260 千円	221
勝田川（上志津原地区）改修事業	1,075 千円	33 千円	1,108 千円	222
南 部 川 改 修 事 業	0 千円	133 千円	133 千円	223
上小竹川改修事業	0 千円	0 千円	0 千円	224
調整池維持管理事業	8,026 千円	3,993 千円	12,019 千円	225
調 整 池 改 修 事 業	1,869 千円	234 千円	2,103 千円	226
調 整 池 整 備 事 業	522 千円	2,898 千円	3,420 千円	227
急傾斜地崩壊対策事業	0 千円	1,779 千円	1,779 千円	228
宅地耐震化推進事業	0 千円	266 千円	266 千円	229
災害対策本部移設事業	0 千円	838 千円	838 千円	230
合計	186,036 千円	61,814 千円	249,452 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 2 章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(6)	安全に暮らせるまちにします（総合計画 P88）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	市民部 防災防犯課、土木部・道路維持課

2 現状と課題

○治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動 近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が発生しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域での自主的な防犯活動の支援や関係機関との連携を図っていく必要があります。
○交通事故件数と内容の変化 佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

3 基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。 また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します
--

4 施策

○犯罪の防止を図ります 警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。
○交通安全対策を推進します 交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
自主防犯活動団体数	団体	159 団体 (151 団体)	↑	152 団体 (H23) 148 団体 (H22)
市内刑法犯認知件数 (年)	件	1,631 件 (前年より減少)	↑	1,758 件 (H23) 2,133 件 (H22)
佐倉警察署管内の交通事故発生状況	件	582 件 (前年度より 減少)	↑	623 件 (H23) 667 件 (H22)
交通安全移動教室参加人数	回 人	33 回 2,712 人	↓	33 回 2,755 人 (H23)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

（防犯）

- ・自主防犯活動団体に防犯資器材（腕章・タスキ・拍子木・誘導等）の貸出を行いました。
- ・地域の防犯活動のリーダーとなる防犯指導員を対象に防犯研修会を実施しました。
- ・駅頭 2 か所で防犯キャンペーンを実施しました。
- ・佐倉警察署管内防犯組合連合会への負担金を交付するとともに、連携を図りました。
- ・市内 4 か所に街頭防犯カメラを設置しました。
- ・佐倉市暴力団排除対策協議会の設立など、暴力団排除の取組みを推進しました。
- ・犯罪発生の恐れがある空き家について、所有者等への適正管理を依頼しました。

（交通安全）

- ・交通安全対策協議会を開催しました。
- ・交通安全対策に関する警察等への要望を行いました。
- ・交通事故相談を行いました
- ・通学路横断旗、横断缶、ストップマーク等を作成しました。
- ・信号機及び規制表示設置に伴う道路交通量調査を委託し実施しました。
- ・交通安全移動教室を開催しました。
- ・パンフレット、啓発用消耗品等を配布し、街頭啓発活動を実施しました。
- ・交通安全啓発看板を設置しました。

（総括）

本基本施策につながる成果指標をみると、4 つのうち 3 つの成果指標（75%）が達成できました。

交通安全対策基本法により、地方公共団体の責務として「交通の安全に関する知識の普及、及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずる」旨が規定されており、これまで長年、市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下、幅広い世代を対象に交通安全教育を推進してきた結果、長期的な交通事故発生件数の減少という一定の成果をあげていると判断します。

また、市内刑法犯認知件数も減少していることから、本基本施策は、順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している	●	概ね順調に進捗している		半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

7 今後の課題

- ・市内には 251 の自治会・町内会等があり、地域防犯活動に対する理解や取組みも様々です。その点を勘案し、研修会の内容等や支援方法を検討する必要があります。
- ・交通事故死傷者数は、長期的に減少傾向にあるものの、超高齢社会の進展に伴い、高齢者の死傷者数は増加傾向を示しており、また、自転車関連事故も増加の傾向にあります。

8 今後の取組方向

- ・犯罪抑止を図るため、引き続き事業を実施します。なお、より効果的な地域への支援方法・啓発事業を検討します。
- ・高齢者対象や自転車対象の交通安全教室を市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下開催し、交通事故の防止に努めます。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費 (決算)	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
地域防犯活動推進事業	6,899 千円	14,235 千円	21,134 千円	231
交通安全対策事業	1,223 千円	4,899 千円	6,122 千円	233
交通安全啓発事業	2,069 千円	6,687 千円	8,756 千円	234
合計	9,090 千円	25,821 千円	36,012 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
	(3)	商店街が元気なまちにします	(総合計画 P118)

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○個店の経営状況の悪化 本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。
○商店街機能の衰退 個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

3 基本方針

『佐倉市産業振興ビジョン』に基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。 また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。

4 施策

○魅力ある商業地を形成します 市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市 内 商 店 会 数	商店 会	17 商店会 (17 商店会)	↑	17 商店会 (H23)、17 商店会 (H22)
街路灯を管理する商店会数	商店 会	15 商店会 (15 商店会)	↑	15 商店会 (H23)、15 商店会 (H22)
産業振興ビジョン進捗率	%	44.7% (50%以上)	—	70.9% (H23) ※着手率
ユーカーフェスタ入場者数	人	25,000 人 (46,000 人)	↓	52,000 人 (H23) 30,000 人 (H22)
白井ふるさとにぎわい祭入場者数	人	20,000 人 (22,000 人)	↓	24,000 人 (H23) 24,000 人 (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

市内で活動している商店会数は現状を維持しています。また、商店会等が行う数々の活性化事業が街中にぎわい推進事業等を活用して実施されるなど、元気な商店街づくりに取り組む商店会を支援することができました。

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

商店会が管理する街路灯は、商店の営業のためだけでなく、地域住民の防犯・安全にも寄与するものであることから、今後も継続的に管理されていくことが求められていますが、商店会の組織率の低下等により、商店会員の負担が大きくなっています。

8 今後の取組方向

今後も、元気な商店街づくりに取り組む商店会の支援を行います。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第2回改訂版頁数
地域通貨調査研究事業	0 千円	0 千円	0 千円	368
街路灯等維持管理支援事業	2,990 千円	536 千円	3,526 千円	369
市営駐車場維持管理事業	1,111 千円	1,477 千円	2,588 千円	370
産業振興ビジョン推進事業	65 千円	1,678 千円	1,743 千円	371
街中にぎわい推進事業	15,198 千円	2,182 千円	17,380 千円	372
合計	19,364 千円	5,873 千円	25,237 千円	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(4)	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします（総合計画 P119）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業の連携による経済の総合的な発展 総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。
○中小企業の経営支援 中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。

3 基本方針

商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。 また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります。
--

4 施策

○企業の連携による地域経済の振興を図ります 経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。
○中小企業の経営安定を図ります 地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
佐倉工業団地連絡協議会会員数	社	61 社 (63 社)	↓	62 社 (H23)、63 社 (H22)
佐倉第三工業団地連絡協議会会員数	社	43 社 (41 社)	↑	39 社 (H23)、41 社 (H22)
佐倉市商工会議所加盟事務所数	件	1729 件 (維持)	↓	1776 件 (H22)
保存された伝統工芸・技術の数	件	2 件 (2 件)	↑	2 件 (H23) 2 件 (H22)
佐倉市中小企業資金融資制度 利用企業件数・金額	件・ 金額	194 件 9,554 千円	↓	198 件 10,869 千円 (H23)
産業まつり出店数	店	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし
産業まつり来場者数	人	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・各団体へ適切に補助金を交付し、団体の活動（工業団地内の環境維持、改善や地域共生の観点からの諸活動（地域の清掃、見学研修））を支援しました。特に平成 23 年度から再開した第三工業団地連絡協議会の活動を支援しました。

・伝統的工芸品制作者 2 名に補助金を交付し、見学者の受け入れや出展等の事業を支援することにより、伝統的工芸品の普及を図りました。

・平成 23 年度（平成 24 年 3 月 17 日、18 日開催）に再開した産業まつり「佐倉モノづくり Festa」は、24 年度は開催時期・場所を見直す中で、開催を見合わせ、25 年度（5 月 18 日・19 日開催予定）の開催準備を行いました。

・本基本施策につながる 8 事業のうち、目標を達成できたのは 1 事業ですが、総体的にみると本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・商工会議所は、会員数が減少し組織率が低下しています。

・伝統的工芸品制作者の後継者不足により、近い将来にその技術・技法の消滅が懸念されるものもあります。

8 今後の取組方向

--

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
商業・工業団地育成事業	33,893 千円	2,853 千円	36,746 千円	373
市内商工業啓発事業	583 千円	2,146 千円	2,729 千円	374
工業団地案内看板環境整備事業	0 千円	0 千円	0 千円	375
伝統産業保存育成事業	300 千円	266 千円	566 千円	376
中小企業代位弁済損失補償事業	4,243 千円	604 千円	4,847 千円	377
中小企業支援事業	14,577 千円	8,122 千円	22,699 千円	378
技術の伝承・技能の向上への支援事業	0 千円	0 千円	0 千円	379
中小企業資金融資基金事業	0 千円	0 千円	0 千円	380
合計	53,596 千円	13,991 千円	67,587 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(5)	企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します（総合計画 P120）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業誘致のための環境整備が不十分

不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。

一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。

○事業所数の減少、起業の重負担

事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。

3 基本方針

企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います。

また、新しい事業の起業家に対して技術的かつ経済的な支援を行います。

4 施策

○企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

市内への企業進出を積極的に支援するため、企業誘致助成の拡充や、市庁内の誘致体制整備を推進します。また、市内既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援を行います。

○起業を促進します

地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、新しい事業の起業家に対して技術的、経済的支援を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市 内 進 出 企 業 数	社	11 社 (11 社)	↑	9 社 (H23)、9 社 (H22)
進出企業における市内従業員数	人	363 人 (-)	-	
起業支援事業助成件数	件	4 件 (2 件)	↑	1 件 (H23)
佐倉起業塾参加者数	人	10 人 (10 人)	↑	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・市の企業誘致情報を P R する専用ホームページを設立しました。

・企業誘致助成 6 件（企業立地促進助成金 4 社、地元雇用促進奨励金 1 社、賃貸型立地促進助成金 1 社）を行い、市への誘致・定着を推進しました。

・企業誘致助成制度の拡充を行いました。（平成 2 3 年度）

①助成対象を「新設のみ」から「既存企業の増設」まで拡大

②地元雇用助成の助成額・助成期間を拡大

・起業支援事業を創設、支援件数 5 件（2 3 年度 1 件、2 3 年度 4 件）

・起業に関する市民講座「佐倉起業塾」を開催（全 3 回）し、1 0 名の市民の参加を得ました。

・創業資金融資制度について、平成 2 5 年度からの実施に向けて作業を進めました。

以上のことより、本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・市内工業団地の用地はほぼ全て埋まっており、空きがなく、進出希望の問い合わせに対して、進出先の土地を紹介できない状況です。

8 今後の取組方向

・企業誘致については、既存企業の動向や土地の動向情報を調査・収集します。

・起業支援については、事業啓発を行うことで支援実績の増加を目指します。また、新たな起業支援メニューとして、平成 2 5 年度から創業資金融資制度を開始します。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
企 業 誘 致 事 業	136,858 千円	6,210 千円	143,068 千円	381
優良事業拡大支援事業	0 千円	0 千円	0 千円	382
起 業 支 援 事 業	600 千円	3,590 千円	4,190 千円	383
合計	137,458 千円	9,800 千円	147,258 千円	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
	(6)	雇用が安定したまちにします	(総合計画 P122)

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○不安定な雇用環境

離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。

3 基本方針

国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

4 施策

○就業の促進、雇用の安定を図ります

雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
中小企業退職金共済の新規加入者分掛金の 補助金交付企業数・加入者数	社・ 人	34 社・107 人 (39 社・117 人)	↓	36 社、125 人 (H23)、 43 社、224 人 (H22)
佐倉共同高等職業訓練校修了人数	人	1 人 (6 人)	↓	6 人 (H23)、6 人 (H22)
地域職業相談室利用者数	人	20,259 人 (21,223 人)	↓	21,630 人 (H23) 21,223 人 (H22)
紹介率（企業紹介件数／相談件数）	%	28% (38%)	↓	28% (H23) 38% (H22)
新規求職者の就職率（就職件数／新規求職者数）	%	85% (47%)	↑	41% (H23) 47% (H22)
地域職業相談室利用者の就職件数	件	896 人 (794 人)	↑	754 件 (H23) 794 件 (H22)
就業促進セミナー参加者数	人	57 人 (51 人)	↑	45 人 (H23) 51 人 (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・ 中小企業退職金共済掛金補助事業 34 社 107 名に対し、退職金掛金の一部を補助しました。 ・ 地域職業相談室運営事業 佐倉市地域職業相談室（ミレニアムセンター佐倉内）にて、20,071 件の相談対応を行い、5,675 件の職業紹介を行い、896 件が就職に結びつきました。 ・ 特定求職者雇用促進事業 障害者雇用支援のため、雇用促進奨励金の交付を 2 件行いました。 ・ 職業能力向上支援事業 佐倉共同高等職業訓練校の運営を支援し、1 人の技術者を育成しました。 ・ 就職希望者を対象とするセミナーを 3 回開催しました。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・ 特定求職者雇用促進事業の障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金は、補助金の申請が制度創設以来少なく、抜本的な見直しが必要と思われます。

8 今後の取組方向

・ 障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金について、見直しを行います。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
中小企業退職金共済掛金補助事業	912 千円	604 千円	1,516 千円	384
地域職業相談室運営事業	351 千円	971 千円	1,322 千円	385
特定求職者雇用促進事業	335 千円	435 千円	770 千円	386
職業能力向上支援事業	686 千円	166 千円	852 千円	387
就業促進支援事業	93 千円	0 千円	93 千円	388
合計	2,377 千円	2,176 千円	4,553 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(7)	住んでよし、訪れてよしのまちにします（総合計画 P123）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○城下町としてのイメージ強化 本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。 城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけでなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。
○ふるさと広場周辺の交通渋滞 本市の代表的な観光拠点の 1 つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。
○町並みの不統一感 佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。
○観光施設やイベントの積極的な PR テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的に PR する必要があります。
○観光施設間の回遊性の向上 本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。

3 基本方針

本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。 また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○観光拠点などを充実させます 観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞留時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。
○観光行事を充実させます 観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。
○人材や団体の育成を支援します 観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施し、おもてなしの心を学ぶ機会を提供します。
○市の PR 及び観光情報の収集・提供を行います 佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
年間観光客入込数	人	1,358,432 人 (1,196,352 人)	↑	1,196,352 人 (H23) 1,423,384 人 (H22)
主要観光施設の来館者数	人	830,432 人 (808,352 人)	↑	808,352 人 (H23) 954,384 人 (H22) ※年
観光イベントの来場者数	人	528,000 人 (50,000 人)	↑	388,000 人 (H23) 469,000 人 (H22)
佐倉の観光に対する市民満足度	%	—%	—	
観光協会（京成佐倉駅前）における案内件数	件	12,136 件 (10,708 件)	↑	10,708 件 (H23) 12,506 件 (H22)
JR 佐倉駅前観光情報センター利用者数	人	15,736 人 (13,065 人)	↑	13,065 人 (H23) 15,008 人 (H22)
市観光ホームページアクセス件数	件	75,426 件 (50,000 件)	↑	※ホームページリニューアルのため、 H24 からカウント
年間撮影件数	件	30 件 (15 件)	↑	13 件 (H23)、11 件 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・観光施設の維持管理を行いました。 ①佐倉新町おはやし館管理運営業務：指定管理者に委託（平成 22～25 年度） （佐倉囃子（佐倉市指定無形文化財）の伝統啓発、山車人形の展示、観光情報の提供や郷土の文化、伝統行事、物産等の紹介） ②飯野台観光施設（佐倉サンセットヒルズ）管理運営業務：指定管理者に委託（平成 20～23 年度） （オートキャンプ場、バーベキュー、テニスコート、野鳥の森） ③佐倉ふるさと広場管理棟管理業務：佐倉市観光協会に委託（単年度） （ふるさと広場、サイクリングロード利用者の休憩施設） 本基本施策につながる 9 事業のうち、7 事業が目標を達成したあるいは概ね目標を達成していることから本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・城下町地区は、市施設だけではなく、民間所有の資産を活用した事業などを実施する必要があります。 ・印旛沼周辺は、親水性のある事業の実施と緑、花を活用した事業を実施する必要があります。 ・佐倉城址のさくら（旧称：市民さくらまつり）、時代まつりは、市が主体的に取り組むものへと変更しています。 ・やめたくてもやめられないイベントばかりです。少しでもよりよいイベントとなるように、工夫しながら、コスト削減を努力しながら取り組んでいきます。
--

8 今後の取組方向

・参加体験型の事業と毎回切り口をかえ、新鮮な事業を行うことによって、参加者の満足度を高め、1,000 人が 1 回ではなく、1 人が 1,000 回訪れるようなまちにしていきます。 ・イベントの目的やコンセプトを明確にし、イベントにかかわる人が共有しながら取り組んでいきます。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
観光施設維持管理事業	13,385 千円	3,807 千円	17,192 千円	389
観光資源創出事業	200 千円	388 千円	588 千円	390
緊急雇用創出事業（野鳥の森等整備事業）	0 千円	0 千円	0 千円	391
観光施設整備事業	0 千円	382 千円	382 千円	392
観光イベント事業	61,785 千円	15,140 千円	76,925 千円	393
観光協会等支援事業	9,136 千円	1,107 千円	10,243 千円	394
観 光 広 報 事 業	2,839 千円	1,717 千円	4,556 千円	395
観光情報発信事業	809 千円	0 千円	809 千円	396
シティセールス事業	0 千円	858 千円	858 千円	397
合計	88,154 千円	23,399 千円	111,553 千円	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(1)	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします（総合計画 P148）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

○市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

3 基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○まちづくりに対する市民の関心を高めます まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。
○地域のまちづくり活動の環境を整備します 自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。
○市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。
○地域コミュニティ活動への支援を行います 地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。
○コミュニティの活動拠点を確保します 各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
地 縁 団 体 数	団体	251 団体 (247 団体)	↑	249 団体 (H23) 245 団体 (H22)
業務委託契約団体数	団体	251 団体 (250 団体)	↑	249 団体 (H23) 246 団体 (H22)
自治振興事業実施率	件	95.6% (地縁組織団 体の 95%)	↑	97.2% (H23) 95.9% (H22)
地区集会所支援実施率	%	100% (100%)	↑	33 回 2,755 人 (H23)
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民協働事業実施事業数	事業	6 事業 (5 事業)	↓	4 事業 (H23) 4 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認証協議会数	団体	5 団体 (6 団体)	↑	5 団体 (H23) 4 団体 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
地域まちづくり事業実施事業数	事業	35 事業 (36 事業)	↓	32 事業 (H23) 24 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)	↑	166 団体 (H23) 158 団体 (H22)
市民協働推進講演会の参加者人数	人	216 人 (175 人)	↑	185 人 (H23) 175 人 (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

まちづくりに対する市民の関心については、公益活動団体登録数などから順調に進捗していると判断します。 地域のまちづくり活動の状況については、地域まちづくり協議会の実施事業数や認知度などから概ね順調に進捗していると判断します。 地域コミュニティ活動への支援については、地縁団体が主体的に行う地域活動に対して支援を行うなど順調に進捗していると判断します。 コミュニティ活動拠点の確保については、自治会等からの要望に基づき地区集会所整備に関する補助を行うなど順調に進捗していると判断します。 本基本施策につながる 11 の成果指標のうち 9 の成果指標が目標達成できていることから概ね順調に進捗しているものと判断します。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・集会所の老朽化に伴い、建替・修繕等の要望が増加しています。
- ・自治会・NPO・まちづくり協議会等が行う公益活動の活発化が必要です。
- ・市民の自治意識の醸成が必要です。

8 今後の取組方向

- ・新規開発等がある場合は、既存自治会への加入や新規自治会の設立支援を引き続き行ってまいります。
- ・地域の公益活動の充実を図るため、住民自治活動の拠点施設である集会所などの経費補助事業を引き続き行ってまいります。
- ・自治会・NPO等が行うまちづくり活動に対して引き続き支援を行ってまいります。
- ・地域のまちづくり活動をより盛んにするためにも、多くの市民の皆様にまちづくりに対する関心をもっていただけるよう、効果的な広報等を行ってまいります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
市民協働推進事業	375 千円	3,357 千円	3,732 千円	525
市 民 協 働 事 業	1,638 千円	4,274 千円	5,912 千円	526
地域まちづくり協議会事業	3,902 千円	1,817 千円	5,719 千円	528
市民憲章推進事業	1,509 千円	3,262 千円	4,771 千円	529
自治会等活動推進事業	30,555 千円	12,648 千円	43,203 千円	530
コミュニティ環境整備事業	13,550 千円	4,532 千円	18,082 千円	531
合計	51,529 千円	29,890 千円	81,419 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(2)	ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします (総合計画 P150)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○市民の理解と参加促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPO やボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。

○自立した活動への支援

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。

3 基本方針

福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

4 施策

○市民公益活動に対する市民の関心を高めます

多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します

○市民公益活動を促進する環境を整えます

本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

5 成果指標

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民公益サポートセンターの利用人数	人	8,442 人 (7,515 人)		7,861 人 (H23) 7,367 人 (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)		158 団体 (H22)

6 施策の総合評価

市民公益活動に対する市民の関心に関する指標は、今回の調査が初期値となるため、今後、目標値を設定し、次回の調査時にあらためて判断します。

市民公益活動を促進する環境整備については、市民公益活動サポートセンター利用者数及び市民公益活動団体数から、順調に進捗していると判断します。

本基本施策につながる 3 つの成果指標のうち、2 つが達成できていることから、概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・市民公益活動が市民にとってより身近なものとして感じることができるよう啓発が必要です。
- ・市民公益活動団体の活動をより充実するとともに、継続して活動できるような支援が必要です。

8 今後の取組方向

- ・より多くの市民の皆様に、市民公益活動に対する関心をもつことができるよう、他団体等と連携しながらより効果的な周知啓発を図ってまいります。
- ・市民公益活動を促進する施設・機能である市民公益活動サポートセンターと緊密な連携を図りながら効果的な団体支援を行ってまいります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
ボランティア活動等振興事業	514 千円	6,195 千円	6,709 千円	533
市民公益活動サポートセンター 管理運営事業	14,568 千円	1,992 千円	16,560 千円	534
合計	15,082 千円	8,187 千円	23,269 千円	

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

基本 施策	第6章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(3)	お互いの人権を尊重しあうまちにします （総合計画 P152）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、教育委員会事務局・指導課、教育委員会事務局・社会教育課

2 現状と課題

○推進体制づくり 人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。
○市民の人権意識の高揚 偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。
○基本的人権の正しい知識 市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。
--

4 施策

○人権施策に関する推進体制の充実を図ります 市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。
○人権問題について考える機会を提供します 多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります
○人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します 基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
人権は何よりも尊重されなければならない と考える市民の割合	%	— (—)	—	
さくらヒューマントークへの参加者数	人	739 人 (600 人)	↓	703 人 (H23) 606 人 (H22)
人権を対象とした講座受講者数	人	148 人 (171 人)	↓	171 人 (H23)
地域交流施設の利用者数	人	1,647 人 (2,622 人)	↓	2,683 人 (H23) 2,622 人 (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・市民音楽ホールについて「さくらヒューマントーク」を開催し、739人の参加がありました。

・学校や地域における人権教育に係る授業や行事に対する支援を行いました。

本基本施策は、数値で判断することは難しい面もありますが、総体的に本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・市民向けの啓発イベントは、講演会のテーマ、講師の知名度により集客数が大きく左右されてしまいます。

・人権問題は日々変化するとともに複雑、多様化しており、常に現在の人権問題を把握し、周知する必要があります。

・市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

8 今後の取組方向

・多くの市民に、時代によって変化する人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図るために継続して事業を行います。

・数値で判断することは難しいですが、児童生徒の人権に対する知識や意識がどのような環境においても生涯に渡って根付いていけるような教育を展開できるような支援を行っていきます。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
人権施策推進事業	1,750千円	3,860千円	5,610千円	536
（仮）人権推進資料センター設置事業	0千円	2,315千円	2,315千円	537
人権施策企画事業	0千円	3,055千円	3,055千円	538
人権啓発推進事業	2,544千円	4,698千円	7,242千円	539
中学校人権教育推進事業	0千円	636千円	636千円	540
人権教育推進事業	848千円	3,336千円	4,184千円	541
小学校人権教育推進事業	235千円	1,273千円	1,508千円	542
合計	5,377千円	19,173千円	24,550千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(4)	男女がともに参画できるまちにします (総合計画 P154)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、健康子ども部児童青少年課

2 現状と課題

○男女平等意識の定着 家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。
○あらゆる場における男女平等参画の実現 政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。
○男女平等参画推進センターの機能の充実 男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設となるように、センター機能や企画事業の充実を図る必要があります
○DV 対策の推進 DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。 また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○男女平等についての意識の啓発を図ります 市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。
○男女が対等な立場で参画できる環境を整備します 男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備をします
○男女平等参画推進センターの機能を充実します 市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります
○DV 対策を推進します DV は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DV の防止に向け、各種施策を展開します。

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
さくらフェスタ参加者数	人	401 人 (450 人)		322 人 (H23) 482 人 (H22)
男女平等参画社会の理念の普及	%	— (39.5%)	—	36.2% (H23)
男女平等参画推進センターの来館者数	人	38,958 人 (35,200 人)		37,494 人 (H23) 43,048 人 (H22)
各種審議会・委員会等の女性委員比率	%	25.9% (35.0%)		24.6% (H23) 24.8% (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・男女平等参画に関する啓発事業「さくらフェスタ」を開催しました。 ・施策の進行状況について、審議会の評価と意見を事業担当課にフィードバックし、市民へ公表しました。 ・男女平等参画推進センターでは、市民のニーズにあった事業の実施や居心地いい空間づくりに努め、来館者が 38,000 人を超えました。 ・緊急を要する場合の一時保護支援の扶助をすることで、被害者の安全を確保し、その後の生活を支援する期間につなぐことが可能になります。関係機関との連携により、緊急一時避難の扶助費を使用することなく被害者の安全確保ができました。 本基本施策につながるすべての成果指標において昨年度の実績値以上であること、また各種審議会・委員会等の女性委員比率は着実な上昇が目標達成へ繋がることから、男女平等参画社会の実現は意識的な部分が多く数値化が難しくはありますが、概ね順調に進捗しているものと判断します。				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

7 今後の課題

・男女平等参画意識の啓発に市民の理解・協力を得ながら啓発事業を実施していますが、協力者・参加者をいかに増やし意識の醸成につなげていくかが課題です。 ・推進センターは、施設設置から 10 年が経過しましたが、今後も市民全体へ認知度を高める必要があります。 ・各種審議会、委員会等の女性委員の登用について、目標比率の達成に向け進める必要があります。 ・関係機関との連携を強化することで、より安全確保することに努めます。
--

8 今後の取組方向

・啓発事業の参加者アンケートの結果から、啓発事業開催による効果を測定し、次回の事業に反映します。 ・推進センターの運営において、指定管理者のノウハウと自発性を活用し、市と指定管理者が対等の立場で互いのアイデアを出し合い、多くの市民が利用したいと思う施設、市民が参加したいと思う事業を開催します。 ・審議会委員等における女性委員の登用については、女性委員比率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率を示し、女性委員の登用への配慮を促します。 ・DV被害者の安全確保のため、事業の継続が必要です。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
男女平等参画啓発事業	512 千円	5,068 千円	5,580 千円	543
男女平等参画推進事業	333 千円	6,713 千円	7,046 千円	544
男女平等参画推進センター事業	21,222 千円	3,357 千円	24,579 千円	546
D V 対 策 事 業	0 千円	6,376 千円	6,376 千円	548
合計	15,082 千円	8,187 千円	23,269 千円	

平成25年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月31日（水） （午後3時00分～） 議会棟第1委員会室	第1回	・平成24年度行政評価の報告 ・平成25年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択） ・意見交換
8月26日（月） （10時00分～） 議会棟第4委員会室	第2回	・対象基本施策についての企画担当説明 （必要に応じて現場確認） ・意見交換について
9月24日（火） （17時00分～） 社会福祉センター3階	第3回	・部局との意見交換 （防災防犯課所管施策）
10月1日（火） （17時00分～） 1号館6階会議室	第4回	・部局との意見交換 （自治人権推進課所管施策）
10月15日（火） （15時00分～） 社会福祉センター 地下研修室	第5回	・部局との意見交換 （産業振興課所管施策）
10月28日（月） （13：30～16：00） 1号館3階会議室	第6回	・部局との意見交換※ ・意見交換内容の確認 ・行政評価に関する全体的な意見について
11月11日（月）予定 （15時00分～） 1号館3階会議室	第7回	・意見書のとりまとめ
11月下旬	第8回	・意見書のとりまとめ
12月下旬	第9回	・意見書提出

※産業振興課所管施策分 予備